

墨田区高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室事業実施方針

(令和 6～8 年度版)

1 事業実施方針策定の趣旨

この事業実施方針は、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項の規定に基づき、墨田区高齢者福祉総合計画・第 9 期介護保険事業計画（以下「計画」という。）の定める 2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度に事業を実施するため、高齢者支援総合センター（以下「センター」という。）と高齢者みまもり相談室（以下「相談室」という。）の運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑な実施に資することを目的とする。

2 基本的な考え方

本区では今後の高齢者人口の動向を踏まえ、団塊ジュニア世代が 65 歳を迎え国内で高齢者が最も多くなると想定される 2040（令和 22）年や団塊ジュニア世代が 75 歳を迎え国内で後期高齢者が最も多くなると想定される 2050（令和 32）年を見据え、墨田区基本計画「2022（令和 4）年度～2025（令和 7）年度」で定めた、高齢者に関連するまちづくりの基本目標を実現するための政策「高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる」を踏まえ、「人と人がつながり、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生きがいをもって生活することができるまち」を計画の基本理念とし、「高齢者福祉総合計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定している。ここで掲げている 5 つの施策の方向性に基づき、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて区民、関係機関、区が一体となって創っていく地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの充実に取組んでいく。各圏域においてその中核を担うのが、センター・相談室である。

センター・相談室は、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、職員が各人の専門知識や技能を活かし協力することで、本人及びその家族等を支援するとともに、地域ケア会議を有効に機能させながら、地域資源の発掘・活動支援に努めていく。さらに、地域包括ケアシステムの充実のため、地域の高齢者を支える関係機関や社会資源がつながり、高齢者のニーズに沿った切れ目のない支援を継続的かつ重層的に実施することを目指す。また、関係機関との連携による家族介護者支援強化や、重層的支援体制整備事業における支援会議を活用した他分野との連携強化を図る。

センター・相談室は保険者機能を補完する公共的な機関であることを認識するとともに、その運営に関する費用は保険料や国、都、区の公費により賄われていることを理解し、公正かつ中立性の高い事業運営を確保する。

3 業務推進の指針

(1) 共通業務

ア 総合相談支援業務（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うため、総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握等を行う。

イ 権利擁護業務（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。高齢者虐待の防止および対応、消費者被害の防止および対応、判断能力を欠く状況にある人への支援等を行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを介護支援専門員が実践するために地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

エ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

要介護状態となることの予防、重度化防止のため、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援する。介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に沿い、介護保険制度による公的サービスのみならず、インフォーマルサービス等多様な社会資源を活用しながら、自立支援を目標としたケアマネジメントを行う。

オ 一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）

介護予防に資する基本的知識の普及啓発を図るとともに、地域住民が自主的に介護予防を続けられる地域づくりを推進する。また、地域においてリハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等を活用した取組を行う。

カ 認知症総合支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

認知症になっても安心してその人らしく暮らせるよう、認知症施策推進大綱（中間評価）及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法の考え方を踏まえ、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、対象者の相談業務や地域の支援者の育成等を行う。

キ 在宅医療・介護連携推進事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の

最後まで続けることができるよう、国が示す8つの事業項目及びPDCAサイクルに沿った取組を踏まえて、医療・介護関係者の連携推進と区民への在宅療養相談支援・普及啓発を行う。

ク 地域ケア会議推進事業（介護保険法第115条の48第1項、第2項）

地域ケア会議は、高齢者本人が自立した生活を継続できるよう、その個別課題について、多職種による多角的視点からの解決に向けた検討を行う。

また、そのプロセスを通じてケアマネジメントの質の向上を図るとともに、関係機関のネットワーク構築にも結び付ける。さらに、個別課題の検討を重ねるなかで把握された地域の共通課題については、地域ケア推進会議を通じて地域の関係者が主体的に解決に向けて取り組めるようにしていくことで、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活ができるようにする。

ケ 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）

ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者が増加することが見込まれる中で、介護保険制度にとどまらない、多様な主体による生活支援の提供体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を図る。

そのために、生活支援コーディネーターや協議体は、地域における高齢者の生活支援等を担いえる事業所等と連携し、高齢者の生活支援に取り組む体制の整備を進める。

コ 見守りネットワーク事業（すみだ高齢者見守りネットワーク事業実施要綱第1条）

ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談室が核となり、高齢者支援総合センター、民生委員・児童委員、地域住民、団体、事業者等が相互に連携するネットワークの構築を行う。

（2）日常生活圏域別地域包括ケア計画における取組

計画の策定に合わせて作成する「日常生活圏域別地域包括ケア計画」は、地域ケア会議での検討をもとに、各圏域の特性に応じて特に重点的に進めていく取組を定め、計画の進捗管理を行い、各圏域で地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進することにより、区の基本理念の実現を目指す。

4 区の役割

区は、実施主体として、センター・相談室が行う広範囲な業務を統括・指導するとともに、様々な問題解決に向け、関係機関との調整を行う。

また、区は、墨田区地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保する。